

※この法令は廃止されています。  
昭和二十七年通商産業省令第六十号  
商業統計調査規則

二項の規定に基き、商業統計調査規則を次のように制定する。

(省令の目的)

第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計を作成するための調査(以下「商業調査」という。)の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

商業調査は、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の周期及び期日)

商業調査は、経済センサス活動調査(経済センサス活動調査規則(平成二十三年総務省・経済産業省令第一号))第一条に規定するもの(以下「実施する年」)を実施する年(二年後の七月一日現在)によつて行う。

(調査の範囲)

第四条 商業調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類I—卸売業、小売業」に属する事業所(以下「調査事業所」という。)について行う。ただし、次項に規定する警戒区域等をその区域内に含む調査区分にある事業所(避難解除等区域(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四条第五号に規定する避難解除等区域をいう。)にある事業所を除く。)又は国及び地方公共団体に属する事業所については、この限りでない。

前項ただし書に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律五百五十六号)第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行つた次の各号に掲げるいづれかの指示の対象となつた区域をいう。原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)又は市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事に対し行つた次の各号に掲げるいづれかの指示の対象となつた区域をいう。原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対

策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

(調査事項)  
削除

(調査事項)

(準備調査)

(調査事項)

げる事項について、報告しなければならない。ただし、二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体(以下「本社等一括調査企業」という。)に属する調査事業所(新たに第九条に規定する準備調査により把握された事業所を除く。)にあつては、本社等一括調査企業を代表する者(以下「本社等一括調査企業の報告義務者」という。)が一括して報告しなければならない。

二 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

(準備調査)

ただし、指定地域内にある事業所の報告義務者及び本社等一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、経済産業大臣の定める日までに経済産業大臣に提出しなければならない。

二 前項本文の規定により調査票の提出を受けた商業調査員は、当該調査票を当該商業調査員の所を確定するため、商業調査の実施に先立つて調査を行わない。

(準備調査)



**附 則** (平成二二年一〇月三一日通商産業省令第二七八号)  
 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一四年四月二日経済産業省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一四年五月一七日経済産業省令第八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一五年一一月一二日経済産業省令第一五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 1

**附 則** (平成一四年四月二日経済産業省令第二一號)

この省令は、公布の日から施行する。  
 平成十六年に実施する簡易調査（以下「平成十六年簡易調査」という）においては、統計法第二条に規定する指定統計である事業所・企業統計（指定統計第二号）を作成するために平成十六年に実施する調査（以下「平成十六年事業所・企業統計調査」という。）及びサービス業基本統計（指定統計第百十七号）を作成するために平成十六年に実施する調査（以下「平成十六年サービス業基本調査」という。）と共に準備調査名簿及び調査票の様式を用いて行うこととし、平成十六年簡易調査の準備調査名簿、審査調査票及び審査調査票を収録した磁気テープであつて、平成十六年事業所・企業統計調査又は平成十六年サービス業基本調査の調査実施者に提出したものについては、第十三条の規定により、これを経済産業大臣に提出したものとみなす。

**附 則**

(平成二二年一月二六日経済産業省令第三号)

この省令は、統計法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

**第一条** (施行期日)  
**附 則** (平成二一年三月一八日経済産業省令第一五五号)  
**附 則** (平成二三年一〇月一二日経済産業省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二六年四月一二日経済産業省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** (施行期日)  
**附 則** (平成二六年四月一二日経済産業省令第二二号)  
**附 則** (平成二六年四月一二日経済産業省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

構造統計を作成するための調査と共通の準備調査名簿及び調査票様式を用いて同時に実施することとする。

**3** 平成二十六年調査においては、経済センサス基礎調査規則（平成二十一年総務省令第百二十五号）第十五条第三項の規定により都道府県知事が総務大臣に提出した調査票（同規則第十五条第一項の規定により統計調査員が取集した調査票に限る）及び調査区内事業所名簿その他の関係書類は、この省令による改正後の商業統計調査規則第十三条第一項の規定により経済産業大臣に提出した調査票及び準備調査名簿とみなす。

**4** 前項の規定により経済産業大臣に提出したものとみなされた調査票及び準備調査名簿については、この省令による改正後の商業統計調査規則第二十二条第一項の規定は、適用しない。